

平成 25・26 年度
一般競争（指名競争）参加資格審査
申請書類作成要領（建設工事）

- 1 裁判所では、平成 25・26 年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出要領（建設工事）に記載した方法により、審査事務を一元的に行うので、申請書類は、提出要領記載の提出場所のうち、1 箇所に対して提出するだけでよい。
 - 2 申請書類の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日とする。
ただし、「営業所一覧表」（様式第 3）の記載事項の基準日は、申請日現在とする。
 - 3 申請書類に用いる文字は J I S 第一水準・第二水準に規定されているものに限る。それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換える。
 - 4 申請書（様式第 1 の 1 及び 2）の作成方法
 - (1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しない。
 - (2) 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（1 又は 2）に○印を付す。
なお、（1 新規）とは、裁判所に対して、前回（平成 23・24 年度）の申請を行っていない場合をいう。
 - (3) 「02 前回受付番号」欄には、前回の申請の際に受領した資格決定通知書に記載されている受付番号を記載する。
なお、「01 新規・更新の別」欄で（1 新規）を選択した場合には、この欄は記載しない。
 - (4) 「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号（8 枠）を総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記する。
 - (5) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
 - (6) 誓約文の下「平成 年 月 日」の箇所には、申請書類を提出する日付を記載する。
 - (7) 「08 本社（店）住所」から「15 メールアドレス」までの各欄には、次により左詰めで記載する。
 - ア フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は 1 文字として扱う。
なお、「08 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しない。
 - イ 「08 本社（店）住所」欄には、建設業許可上の「主たる営業所」の住所を都道府県名から記載する。
なお、丁目及び番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載する。

(例) チ ョ タ ザ ハ ヤ フ ヂ サ チ ョ ウ

東京都千代田区隼町4-2

ウ 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いる。

| 種類 | 株式会社 | 有限会社 | 合資会社 | 合名会社 | 協同組合 | 協業組合 | 企業組合 | 合同会社 | 有限責任事業組合 | 一般財団法人 |
|----|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|----------|--------|
| 略号 | (株) | (有) | (資) | (名) | (同) | (業) | (企) | (合) | (責) | (一財) |
| 種類 | 一般社団法人 | | 公益財団法人 | | 公益社団法人 | | 特例財団法人 | | 特例社団法人 | |
| 略号 | (一社) | | (公財) | | (公社) | | (特財) | | (特社) | |

(例) チヨタミケンセツ

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|
| (| 株 |) | 千 | 代 | 田 | 建 | 設 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|

エ 「10 代表者氏名」欄、「11 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字空ける。

また、個人が申請する場合、「役職」欄には代表者と記載する。

(例) チヨタミケンタロウ

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 千 | 代 | 田 | 太 | 郎 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|

オ 「10 代表者氏名」欄の横「印」の箇所には、代表者印を押印する。

カ 「12 本社（店）電話番号」、「13 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）及び「14 本社（店）FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いない。

(例) 0 3 - 3 2 6 4 - 8 1 1 1

キ 「15 メールアドレス」欄には、裁判所からの連絡に対応できるアドレスを記載する。

なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載する。

ク 「16 代理人」欄には、行政書士等の代理申請による場合に申請代理人の郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記載し、「印」の箇所には、代理人の印を押印する。

(8) 「17 外資状況」欄には、外資系企業（日本国籍会社を含む。）が申請する場合のみ、該当する会社区分の番号（1, 2, 3のいずれか）に○印を付するとともに、〔 〕内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(9) 「18 営業年数」欄には、申請日の直近の総合評定値通知書に表示されている営業年数を記載する。

なお、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1年未満切捨て）を記載する。

(10) 「19 総職員数」欄には、審査基準日において雇用期間を特に限定することなく雇用している者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を記載する。

- (11) 「20 完成工事高」の各欄については、次により記載する。
- ア 参加を希望する「競争参加資格希望工種」について、「年間平均完成工事高」欄に完成工事高（消費税を含まない金額。以下同じ。）を記載する。参加を希望しない工種の完成工事高は「競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上する。
- なお、「年間平均完成工事高」欄は、総合評定値通知書における「年平均」と一致する。
- イ 建築一式工事の完成工事高は、建設業許可区分の建築一式工事の完成工事高からプレハブ工事の完成工事高を除いた完成工事高を記載する。
- プレハブ工事の完成工事高は、建設業許可区分の建築一式工事の完成工事高から建築一式工事の完成工事高を除いた完成工事高を記載する。
- ウ 個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。
- エ 官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額を記載する。

5 添付書類の作成方法

(1) 業態調書（様式第2）

参加を希望する「競争参加資格希望工種」ごとに、受注を希望する地域について、「受注希望地域」欄に、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する本社（本店）又は支店等がある場合には○印を、本社又は支店等がない場合には×印をそれぞれ付す。

(2) 営業所一覧表（様式第3）

ア 記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長する。

イ 「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本社（本店）又は支店等の名称を記載する。

なお、本社（本店）を除く支店等の場合は、商号又は名称を省いて記載する。

（例）（株）千代田建設の隼町支店の場合

営業所名称の欄には「隼町支店」と記載する。

ウ 「所在地」欄には、上段から左詰めで営業所の所在地を都道府県名から記載する。

なお、丁目及び番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載する。

また、所在地が北海道内のときは、末尾に所在地を所管する総合振興局又は振興局（別紙「北海道行政区画対応表」参照）の名称をかっこ書きで記載する。

（例）北海道札幌市中央区大通西11の場合

所在地の欄には「北海道札幌市中央区大通西11（石狩）」と記載する。

エ 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記載し、市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いない。

オ 「建設業許可業種」（上段）の欄には、「営業所名称」欄に記載した営業所が経営事項審査を受けた建設業許可工事種別にのみ○印を付す。

なお、建設業許可工事種別の略号は、下表のとおりとする。

| 略号 | 建設業許可工事種別 | 略号 | 建設業許可工事種別 | 略号 | 建設業許可工事種別 |
|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 土 | 土木一式 | 鋼 | 鋼構造物 | 機 | 機械器具設置 |
| 建 | 建築一式 | 筋 | 鉄筋 | 絶 | 熱絶縁 |
| 大 | 大工 | 舗 | ほ装 | 通 | 電気通信 |
| 左 | 左官 | しゅ | しゅんせつ | 園 | 造園 |

| | | | | | |
|---|--------------|---|------|---|------|
| と | とび・土工・コンクリート | 板 | 板金 | 井 | さく井 |
| 石 | 石 | ガ | ガラス | 具 | 建具 |
| 屋 | 屋根 | 塗 | 塗装 | 水 | 水道施設 |
| 電 | 電気 | 防 | 防水 | 消 | 消防施設 |
| 管 | 管 | 内 | 内装仕上 | 清 | 清掃施設 |
| タ | タイル・れんが・ブロック | | | | |

カ 「営業区域」（下段）の欄には、その営業所が営業する区域の都道府県名コードを記載する。

なお、都道府県名コードは、下表のとおりとする。

| コード | 都道府県名 |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 00 | 全国 | 08 | 茨城県 | 16 | 富山県 | 24 | 三重県 | 32 | 島根県 | 40 | 福岡県 |
| 01 | 北海道 | 09 | 栃木県 | 17 | 石川県 | 25 | 滋賀県 | 33 | 岡山県 | 41 | 佐賀県 |
| 02 | 青森県 | 10 | 群馬県 | 18 | 福井県 | 26 | 京都府 | 34 | 広島県 | 42 | 長崎県 |
| 03 | 岩手県 | 11 | 埼玉県 | 19 | 山梨県 | 27 | 大阪府 | 35 | 山口県 | 43 | 熊本県 |
| 04 | 宮城県 | 12 | 千葉県 | 20 | 長野県 | 28 | 兵庫県 | 36 | 徳島県 | 44 | 大分県 |
| 05 | 秋田県 | 13 | 東京都 | 21 | 岐阜県 | 29 | 奈良県 | 37 | 香川県 | 45 | 宮崎県 |
| 06 | 山形県 | 14 | 神奈川県 | 22 | 静岡県 | 30 | 和歌山県 | 38 | 愛媛県 | 46 | 鹿児島県 |
| 07 | 福島県 | 15 | 新潟県 | 23 | 愛知県 | 31 | 鳥取県 | 39 | 高知県 | 47 | 沖縄県 |

(3) 総合評定値通知書の写し

次のア及びイの全ての要件を満たしているもの

ア 平成 23 年 6 月 30 日以降を審査基準日とするもので、かつ、平成 23 年 6 月 30 日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のもの

イ 平成 24 年 7 月 1 日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受けたもの（ただし、平成 24 年 7 月 1 日付けで改正される前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く）

また、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、当該組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出する。

(4) 納税証明書又はその写し

法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことについての税務官署が発行する証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式（その 3）又は（その 3 の 2）若しくは（その 3 の 3））をいう。

(5) 共同企業体等調書（様式第 4 の 1 及び 2）

官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、組合のほか審査対象者が 4 事業者までの場合は、共同企業体等調書（その 1）を作成し、これを超える事業者からなる場合は、共同企業体等調書（その 1）及び共同企業体等調書（その 2）を作成して提出する。

ア 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、組合及び審査対象者ごとに、1 級、講習受講、基幹、2 級及びその他の「①」から「⑪」の各欄に転記し、その合計数値を「⑥ or 計」欄又は「計」欄に記載する。

イ 「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されて

いる金額を上段、「利益額」欄に記載されている金額を下段にそれぞれ上記アの区分により転記する。「⑥ or 計」欄及び「計」欄についても上記アの方法により記載する。

ウ 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を上記アの区分により転記する。「⑥ or 計」欄及び「計」欄についても上記アの方法により記載する。

エ 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を上記アの区分により転記する。「⑥ or 計」欄及び「計」欄についても上記アの方法により記載する。

(6) 委任状（様式第5）

行政書士等の代理申請による場合は、申請者の代表者からの競争参加資格審査の代理申請をする権限を委任する旨を明記した委任状を作成して提出する（正本を提出すること）。

6 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「08 本社（店）住所」欄には、本社（本店）の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

(2) 「10 代表者氏名」欄の横「印」の箇所には、代表者印に代えて代表者のサインをすることができる。

(3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。

(4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

北海道行政区画対応表

| 名称 | 所管区域 | 名称 | 所管区域 | 名称 | 所管区域 |
|-------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|
| 石狩 振興局 | 札幌市 | 空知 総合振興局 | 月形町 | オホーツク 総合振興局 | 滝上町 |
| | 江別市 | | 浦臼町 | | 興部町 |
| | 千歳市 | | 新十津川町 | | 西興部村 |
| | 恵庭市 | | 妹背牛町 | | 雄武町 |
| | 北広島市 | | 秩父別町 | | 大空町 |
| | 石狩市 | | 雨竜町 | 胆振 総合振興局 | 室蘭市 |
| | 当別町 | | 北竜町 | | 苦小牧市 |
| | 新篠津村 | | 沼田町 | | 登別市 |
| | | | | | |
| 渡島 総合振興局 | 函館市 | 上川 総合振興局 | 旭川市 | 伊達市 | 伊達市 |
| | 北斗市 | | 士別市 | | 豊浦町 |
| | 松前町 | | 名寄市 | | 壯瞥町 |
| | 福島町 | | 富良野市 | | 白老町 |
| | 知内町 | | 幌加内町 | | 厚真町 |
| | 木古内町 | | 鷹栖町 | | 洞爺湖町 |
| | 七飯町 | | 東神楽町 | | 安平町 |
| | 鹿部町 | | 当麻町 | | むかわ町 |
| | 森町 | | 比布町 | 日高 振興局 | 日高町 |
| | 八雲町 | | 愛別町 | | 平取町 |
| | 長万部町 | | 上川町 | | 新冠町 |
| 檜山 振興局 | 江差町 | | 東川町 | | 浦河町 |
| | 上ノ国町 | | 美瑛町 | | 様似町 |
| | 厚沢部町 | | 上富良野町 | | えりも町 |
| | 乙部町 | | 中富良野町 | | 新ひだか町 |
| | 奥尻町 | | 南富良野町 | 十勝 総合振興局 | 帯広市 |
| | 今金町 | | 占冠村 | | 音更町 |
| | せたな町 | | 和寒町 | | 士幌町 |
| 後志 総合振興局 | 小樽市 | | 劍淵町 | | 上士幌町 |
| | 島牧村 | | 下川町 | | 鹿追町 |
| | 寿都町 | | 美深町 | | 新得町 |
| | 黒松内町 | | 音威子府村 | | 清水町 |
| | 蘭越町 | | 中川町 | | 芽室町 |
| | 二七コ町 | 留萌 振興局 | 留萌市 | | 中札内村 |
| | 真狩村 | | 増毛町 | | 更別村 |
| | 留寿都村 | | 小平町 | | 大樹町 |
| | 喜茂別町 | | 苦前町 | | 広尾町 |
| | 京極町 | | 羽幌町 | | 幕別町 |
| | 俱知安町 | | 初山別村 | | 池田町 |
| | 共和町 | | 遠別町 | | 豊頃町 |
| | 岩内町 | | 天塩町 | | 本別町 |
| 空知 総合振興局 | 古宇郡泊村 | 宗谷 総合振興局 | 稚内市 | 釧路 総合振興局 | 足寄町 |
| | 神恵内村 | | 幌延町 | | 陸別町 |
| | 積丹町 | | 猿払村 | | 浦幌町 |
| | 古平町 | | 浜頓別町 | | 釧路市 |
| | 仁木町 | | 中頓別町 | | 釧路町 |
| | 余市町 | | 枝幸町 | | 厚岸町 |
| | 赤井川村 | | 豊富町 | | 浜中町 |
| 空知 総合振興局 | 夕張市 | | 礼文町 | | 標茶町 |
| | 岩見沢市 | | 利尻町 | | 弟子屈町 |
| | 美唄市 | | 利尻富士町 | | 鶴居村 |
| | 芦別市 | オホーツク 総合振興局 | 北見市 | | 白糠町 |
| | 赤平市 | | 網走市 | 根室 振興局 | 根室市 |
| | 三笠市 | | 紋別市 | | 別海町 |
| | 滝川市 | | 美幌町 | | 中標津町 |
| | 砂川市 | | 津別町 | | 標津町 |
| | 歌志内市 | | 斜里町 | | 羅臼町 |
| | 深川市 | | 清里町 | | 色丹村 |
| | 南幌町 | | 小清水町 | | 国後郡泊村 |
| | 奈井江町 | | 訓子府町 | | 留夜別村 |
| | 上砂川町 | | 置戸町 | | 留別村 |
| | 由仁町 | | 佐呂間町 | | 紗那村 |
| | 長沼町 | | 遠軽町 | | 蘂取村 |
| | 栗山町 | | 湧別町 | | |